

令和6年度「札幌市保育士就職準備金貸付」 募 集 要 項

1 事業の目的

保育士資格を有しているが、保育士として勤務していない方に、就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保に資することを目的とします。

2 事業の概要

(1) 対象者	札幌市内の保育所等に新たに勤務する保育士で、次の要件を全て満たす方。 ① 以下の施設または事業所を離職した方、またはこれまで保育所等での勤務経験がない方 ・保育所及び幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・幼稚園 ② 市内の以下の施設又は事業所（保育所等）に新たに勤務する方 ・保育所及び幼保連携型認定こども園 ・幼稚園（札幌市一時預かり事業の対象園の認定を受けている施設、又は認定こども園に移行を予定している施設） ・認定こども園 ・家庭的保育事業（認可を受けたものに限る） ・小規模保育事業（認可を受けたものに限る） ・居宅訪問型保育事業（認可を受けたものに限る） ・事業所内保育事業（認可を受けたものに限る） ・病児保育事業（認可を受けたものに限る） ・一時預かり事業 ・離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ・地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 ・企業主導型保育事業
(2) 申込要件	次の要件を全て満たすことが必要となります ① 令和6年4月1日以降に、保育士として週20時間以上勤務する方 ② 保育士修学資金貸付の就職準備金加算を受けていない方 ③ 他都道府県等が実施する就職準備金貸付を受けたことがない方 ④ 2年以上継続して、市内の保育所等で保育の業務等に従事する意志を有すること
(3) 貸付額	400,000円以内（1回限り）
(4) 利子	無利子（ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます）
(5) 連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては、下記の要件に該当する連帯保証人が1名必要となります。 ① 別世帯で自ら独立した生計を営む成年者（所得税が課税されていること） ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと

(6)貸付金の交付方法	一括交付
(7)貸付金の返還債務免除	市内の保育所等において、2年間継続して、保育の業務等に従事した場合。 ※上記の要件を満たさない場合でも、1年間以上引き続いて保育の業務等に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。ただし、自己都合による離職等は、原則、免除対象となりません。
(8)貸付金の返還	(7)の貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間は、2年以内 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上返還が可能）
(9)提出書類	① 申請書 ② 同意書 ③ 住民票（マイナンバー記載のないもので、省略のないもの）【申込者・連帯保証人】 ※しおりP 4 (5) 詳細 ④ 所得を証明する書類（申込者及び連帯保証人の所得証明書(税額が記載されているもの)、源泉徴収票など） ⑤ 保育士証の写し ⑥ 前勤務先の退職年月日がわかる書類 ⑦ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間がわかるもの） ⑧ 就職準備金の使途が確認できる書類（申込者本人宛見積書または領収書等） ⑨ 他、本会会長が必要と認める書類 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。
(10)締切日	申込みされる場合は、期日までに下記事務局へ必要書類を提出してください。 <u>令和7年3月31日（月）必着</u> ※就職されてから、概ね1か月以内にお申し込みください。
(11)審査及び貸付額等の決定	事務局にて、申請書を審査の後、貸付の可否決定がされます。 ① 審査結果は、郵送で通知します。（申込者、連帯保証人） ② 可否決定は、申請書受理後、概ね1か月後を予定しております。

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター3階
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109